

～民間施設及び事業者の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症 まん延防止対策費補助金

のご案内

民間施設や事業所で感染者が確認され
PCR等検査や施設の消毒を
行った場合、その費用を補助します！

申請期間：令和5年3月31日まで

1種：公共性の高い施設

◆対象額

PCR・抗原定量検査費用の全額、消毒費用の2分の1
※各種補助については、上限があります

◆問い合わせ・申請先

高齢者施設	介護保険課	☎20-3022
障がい者施設	障がい福祉課	☎20-3025
保育施設	保育課	☎20-3038
民間放課後児童クラブ		
	こども課	☎20-3023
医療施設	健康増進課	☎24-5770
私立学校	教育総務課	☎20-3106

2種：1種以外の事業所

◆対象額

PCR・抗原定量検査費用の2分の1、
消毒費用の3分の1
※各種補助については、上限が
あります

◆問い合わせ・申請先

1種以外の事業所
産業政策課 ☎20-3040



【提出するもの】

- ①新型コロナウイルス感染症まん延防止対策費補助金交付申請書
 - ②補助対象経費の内訳及び支払いが確認できる書類の写し
 - ③新型コロナウイルス感染症まん延防止対策費補助金申請に関するチェックシート
- ※①と③は市のホームページよりダウンロードできます。



＜佐野市ホームページ＞
新型コロナウイルス感染症
まん延防止対策費補助金について

補助金の対象となるもの

PCR等 検査

施設の従業員又は利用者で感染者が確認された日から起算して、7日以内に従業員等
に実施した、最初の保険適用外のPCR検査又は抗原定量検査の費用
※抗原定性検査は対象外

消毒

施設、事業所等において感染者が確認された日から起算して、3日以内に、最初に消毒専門業者
に委託して行った消毒の費用
※従業員自ら実施した消毒の経費は対象外